

埼玉県中小企業等研究者養成研修事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県中小企業等研究者養成研修事業の適正な実施を確保し、本研修事業を円滑かつ有効に管理・運営するために必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本事業は、研修を通して県内中小企業等の研究者及び技術者の資質の向上を図り、もってその技術力、研究開発能力を強化することを目的とする。

(研修実施機関)

第3条 本事業は、埼玉県産業技術総合センターが実施するものとする。

(定 義)

第4条 この要綱において、「中小企業」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(研修期間)

第5条 研修の期間は、1年以内最大50日間とする。ただし、複数の会計年度にまたがる研修期間を設定してはならない。

(研修生の要件)

第6条 本事業を受講できる者は、県内に事業所を有する中小企業等の事業主又は、この事業主が派遣する研究者、技術者及び従業員であって、工業に関する技術（材料分析・試験方法・計測技術、加工技術及び工業デザイン等をいう。以下同じ。）の習得を目的とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修を受けることができる

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の長又は教員が、教育又は研究の一環として派遣したこれらの学生（外国から工業技術習得の目的をもって入国し、学校教育法に基づく大学に留学する者を含む。）。ただし、50日間を超えて単位若しくは学位取得を目的とする学生の研修は除く。

(2) 外国から工業技術習得の目的をもって入国する者であって、受け入れ先である国、地方公共団体若しくは公共的団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合が派遣する者。

(3) 国、地方公共団体の職員で、その所属長が、派遣する者。

(4) その他、産業技術総合センター長が特に必要と認める者。

3 前項（1）に定める学生及び留学生が研修を受ける場合は、研修期間を通じて有効な傷害保険に加入しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体の事業主又は、この事業主が派遣する研究者、技術者及び従業員は、本事業を受講できない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(受講の申請及び許可)

第7条 研修を受講しようとする者は、要領で別に定める規定に基づき、あらかじめ定められた期日までに研修実施機関あて、受講申請書を提出しなければならない。

2 研修実施機関は、前項の申請を受理したときは、受講の諾否を決定し、その旨受講申請者に通知するものとする。

(修了の認定)

第8条 研修実施機関は、研修生が当該研修を修了したときは、修了証書を授与するものとする。

(受講料)

第9条 受講料の額は、1人1日につき金5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

2 受講料は前納するものとする。

3 納付された受講料は、いかなる理由があっても返還しない。

(受講料の免除)

第10条 第6条第2項の規定に基づき受講を許可された研修生については、前条の規定にかかわらず、受講料を免除することができる。

(費用)

第11条 県は、本事業に要する消耗品、原材料、備品等(以下、「消耗品等」という。)の経費については、予算の範囲内でその一部を負担するものとする。また、本事業の参加に要する研修生の旅費等の経費については、派遣主及び研修生の負担とする。

2 研修実施機関が、あらかじめ当該研修の目的達成上、必要かつ十分であると判断した上で準備した消耗品等について、研修生がなおこれら消耗品等の量を超えて又は、これら消耗品等以外の消耗品等を使用しようとし、これを研修実施機関が承認した場合、かかる経費については、派遣主又は研修生の負担とするものとする。

(研修生の遵守事項)

第12条 本事業に参加する研修生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研修期間中に知り得た秘密事項については、研修終了後においても他に公表してはならない。

(2) 関係規程及び関係者の指示を厳守すること。

(3) 研修生が、重大な過失により機器等をき損した場合又は無許可で機器等を使用し、き損した場合は、その損害を賠償すること。

(4) 研修遂行上入手した資料等を研修目的以外で使用又は公表する場合には、県の許可を受けること。

(5) 工業所有権等を出願しようとする場合は、当事者間において協議すること。

(研修の中止)

第13条 研修実施機関は、研修生がこの要綱及びこの要綱に基づく指示に違

反したときは、受講を中止させることができる。

(研修の辞退)

第14条 研修生は、受講を辞退しようとするときは、研修実施機関の承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この研修の運営に関し必要な事項は、別に実施要領により定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降、埼玉県工業試験場等研修生受入要綱（昭和60年7月15日商工部長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。